

# 会津農林事務所農業振興普及部だより

Vol 264(平成29年9月12日発行)

編集・発行■会津農林事務所農業振興普及部

住 所■〒963-8501 農業振興課 地域農業推進課

0242-29-5303

29-5306

会津若松市追手町7-5

経営支援課

29-5307

HP■www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36240a/有機農業担当

29-5317

# 松本義明・福子夫妻(猪苗代町)が第58回福島県農業賞を受賞!

平成29年8月29日(火)に杉妻会館(福島市)に おいて、第58回福島県農業賞表彰式が開催され、 猪苗代町で「トマト(施設)+水稲」を経営して いる松本義明・福子夫妻が、農業経営改善部門 で県農業賞を受賞しました。

福島県農業賞は、本県農業分野で最も権威の ある賞であり、先駆的な生産技術に意欲的に取 り組み、他農業経営者の模範として、将来にわ たり、地域農業の振興を支えると認められるモ デル経営体等を表彰しています。

松本夫妻は、平成4年からトマトの施設栽培 (10a)に取り組み、栽培技術の習得に励むとと もに、栽培面積と管理労力のバランスを考慮し て、単収・品質の向上に努め、現在、 42 a の トマト栽培では、地域性を生かした独自技術 (土づくり、側枝利用技術、Uターン誘引)等の 研鑽により11月上旬までの長期出荷を実現し、 収益性の高い農業を実践しています。

また、トマト産地として更に発展させるため県 指導農業士(12年間)、JA会津よつばばんだい

トマト生産部会長(3年間)として、地域全体 のトマトの収量・品質向上に努めると共に、 平成19年から研修生を受け入れ、多くの就農 に結びつけるなど、地域農業の活性化に大き く貢献しています。

松本夫妻は、自己の経営における収益性の 確保はもとより、地域農業の発展に向け、後 継者の育成に重きを置いた姿勢が高く評価さ れ、今回の受賞となりました。

# 第58回 福島県農業賞表彰式



松本ご夫妻 受賞の様子

## 地域農業の設計図「人・農地プラン」について話し合いましょう!

2015農林業センサスを見ると、会津若松地 区(会津若松市、磐梯町、猪苗代町)の年齢階 層別の基幹的農業従事者数は、65才以上が53. 3%、50才未満が27.5%というアンバランスな 状況にあります。また、高齢者のリタイヤ等 に伴い、耕作放棄地が拡大しています(平成27 年耕作放棄地面積:458ha(5年間で29ha増加))。

そこで県は、関係機関・団体と連携し、 「人と農地の問題」を解決するため、地域農 業の未来の設計図となる「人・農地プラン」 の作成・見直しを進めています。

人・農地プランの作成・見直しは、皆さん の集落・地域で話し合い、5年後、10年後に 「集落の担い手は充分に確保されているか」、 「集落の農地利用のあり方をどうすべきか」

をはじめ、近い将来の農地の出し手の状況を 踏まえ、どのように利用するかなどをみんな で確認し、効率的に地域農業をできるように 作成するものです。

本プランを作成することで、農地の出し手 や集落に対し、様々な支援を受けることがで きます。管内では、会津若松市及び磐梯町で 全域をカバーしたプラン(以下「広域プラン」 という。)を作成し、猪苗代町においても年内 に広域プランを作成予定です。広域プランが あっても、集落ごとにプランを作成すること により、様々なメリットがあります。

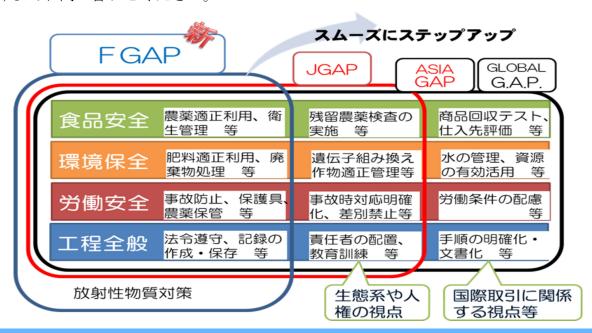
詳しくは、各市町や農業振興普及部地域農 業推進課(電話:29-5306)までお問い合わせ 下さい。

## ふくしま県GAP (FGAP) の認証制度がスタート!!

原発事故に伴う放射性物質の検出、残留農薬の検出、偽装表示など、消費者の「食の質(安全)」に対する関心が高まっています。さらに、昨今は、農作業事故の発生などを踏まえた「農業(生産)の質」の向上も求められています。

県では農業生産の現場で自らの農業経営を「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「工程全般」の視点で改善を図るGAP(農業生産工程管理)の取り組みを推進しています。さらに、県では農林水産省のガイドラインに準拠し、県が認証(公的認証)する「FGAPーふくしま県GAPー」を7月から新たに制度化しました。本制度からJGAPやGLOBALG.A.Pの取得へスムーズにステップアップすることも可能です。

GAPに関する問い合わせは農業振興普及部経営支援課(29-5307)、認証申請は農業振興課(29-5302)までお問い合わせください。



# 秋の農作業安全確認運動(9月1日~10月31日)実施中!

8月15日現在の県内での農作業中の死亡 事故が既に5件もあり、うち2件が会津地 方で発生しています。

慣れている作業であっても危険が伴います。「農作業事故ゼロ」を目指し、地域全体で農作業安全に取り組みましょう!

これから、秋の農作業が本格化しますので、右の3つの注意ポイントを心がけ、安全な農作業に努めましょう。



#### ~農作業の3つの注意ポイント~

#### ① 事前の安全確認

作業者は、事前に使用する機械の適正な操作方法や、作業内容、段差などのほ場の状態を確認しましょう。なお、万が一に備え、農業機械の止め方を家族へ説明しておきましょう。

### ② 家族・作業者間の「声かけ」

一人で行う作業は、事故発生時のリスクが高くなります。複数人での作業や、定期的に家族等へ連絡するなど、お互いに声をかける習慣をつけましょう。

#### ③ 特に農業機械を使う作業は「注意!」

農作業事故は、機械の誤った操作時に発生します。特に斜面・急カーブなど不安定な場所や、後退(死角の発生)時などの操作時は、特に注意しましょう。また、機械の点検・清掃時は、必ず「エンジンを停止」して実施しましょう!

## 平成30年産から米政策が変わります!

国は、生産者や集荷業者・団体が、今後の需要動向を踏まえて、どのような米をいくら生産・販売するかなどを自ら決められるようにして、経営の自由度を拡大することをめざし、次年度(平成30年産)から米政策を見直します。

今回の見直しにより、国による主食用米の生産数量目標の配分は廃止されますが、主食用米の消費量は全国で毎年8万tづつ減少していることや、米価を安定するために、今後も「需要に応じた米づくり」に取り組む必要があります。

そのため、当面の間、県水田農業産地づくり対策等推進会議が、国にかわって米の過剰作付けを防ぐため、各地域農業再生協議会へ「生産の目安」を示します。その上で、各市町地域協議会が各生産者へ目安を示す予定です。

今後も農業者の所得を維持・向上するため、水田活用の直接支払交付金(産地交付金)等を活用し、飼料用米を中心とする新規需要米などをはじめ、園芸作物や大豆・麦の導入拡大など、「水田のフル活用」に取り組まれるようお願いします。

なお、平成30年からの変更事項等は、以下のとおりです。

## ◆◆ 平成30年から「変わること」・「変わらないこと」 ◆◆

#### 平成30年から「変わること」

#### ① 国による生産数量目標の配分が廃止

- ・国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、 生産者や集荷業者、団体が中心となって円 滑に需要に応じた生産が行われるようにな ります。
- ・「生産調整の見直し」であって、「減反政 策の廃止」ではありません。
- ・生産調整の廃止に伴い、「地域間調整」も 廃止されます。

#### ② 米の直接支払交付金(7,500円/10a)の廃止

・米の生産数量目標に従って生産した稲作農家等への交付も平成30年から廃止されます。

#### ③ 収入保険制度の導入(平成31年産から開始)

- ・加入要件として「青色申告1年以上」の実施が必要となります。
- ・補てん方式は、「掛け捨ての保険方式(1/2 国庫補助)と「積立方式(3/4国庫補助)」の 組み合わせが基本。積立方式は選択となり ます。
- ・事業主体は農業共済組合連合会等で、農業 共済制度は、当然加入方式から任意加入方 式へ移行されます。
- ・他価格補償制度との重複加入はできません。 (農業者の方は加入する制度を選択します。)

#### 平成30年以降も「変わらないこと」

#### ① 需要に応じた生産

・主食用米の過剰生産は、米価の下落をまねきます。

#### ② 水田活用の直接支払交付金(産地交付金)

- ・各市町の地域農業再生協議会で設定します。 (内容を確認願います。)
- ・飼料用米と高収益作物は今後も助成する予 定です。

#### ③ 経営所得安定対策

・ゲタ対策(畑作物の直接支払交付金)・ナラシ対策(米・畑作物の収入減少影響緩和対策) ともに変更はありません。

### ④ 備蓄米

- ・30年産備蓄米は、政府買入予定数量は20万トンの予定です。
- ・都道府県優先枠は、全体の50%に当たる10万トンの予定です。

#### ⑤ 地域農業再生協議会

・組織は継続し、地域農業のあり方を検討する際に中心的な役割を担います。

# 米の品質向上対策

### ~万全の対策で高品質米を確保しましょう~

#### ◆適期刈取り

平成28年産米は、斑点米カメムシ類の被害を抑えることができ、1等米比率が98%と適正に肥培管理され、「コシヒカリ」は食味コンテストで4年連続「特A」ランクになりました。一方、「ひとめぼれ」は、断続的な降雨による刈り遅れにより、胴割れ等で食味を低下させ、7年継続してきた「特A」ランクから「A」ランクの評価となりました。

刈取適期の目安は、「銘柄米生産情報第5号(9月発行)」をご覧ください。また、籾の 黄化程度(黄化率)の判断は、お近くの「適期 刈取旗」ほ場の黄化程度を参考に、刈り遅れ 等のないように計画的に収穫するようお願い します。

### ◆稲わらのすき込み (野焼き防止)

今年は、6月上中旬の低温・日照不足の影響で生育の遅れが見られますが、有機物を投入しているほ場では、その影響が比較的少ない傾向にあります。安定的な米づくりをするため、「土づくり(=地力の維持・向上)」に努めましょう。

野焼きは、法令上、「原則禁止」ですが、 毎年、野焼きの煙が散見されます。稲わらは、 貴重な有機物資源です。ほ場にすき込みましょ う。特に、秋耕は、地力の向上だけでなく、 来春の水田でのガス沸きを防止し、苗の初期 生育に有効なほか、オモダカやクログワイ等 の塊茎から発生する雑草の防除に効果的です。

## 米の全量全袋検査の実施について[お願い!]

福島県産米の安全性及び信頼性を確保する ため、平成29年産米も「全量全袋検査」を実 施しますので、皆様の御理解と御協力をお願 いします。

#### 【検査の対象となる米】

出荷・販売する「出荷用米」、「ふるい下米」、 自家消費用の「飯米」、親戚などに配る「縁故米」、 「小分けして直売するお米」など、**県内で収 穫されたすべての米が検査対象**です。

#### 【検査の内容】

検査の手順などは前年度と同じですが、今年度から、全県下で検出下限値(25Bq/kg)以上の米を詳細検査します。なお、平成29年産の米袋へ貼るバーコードラベルは、「桃色」です。

## そば・大豆のモニタリング検査について【お願い】

そば、大豆は、県によるモニタリング検査が公表されるまで、出荷・販売はできません。 そば・大豆の生産者は、各市町毎の県の検査 結果を確認の上、出荷・販売してください。

#### 【検査対象】

出荷・販売を目的としたそば、大豆(黒大豆、青大豆、黄色の大豆も全て「大豆」です。)

#### 【検査の内容】

そばは各市町ごとに1点以上、大豆は各市町ごとに3点以上をモニタリング検査します。 県は、モニタリング検査のサンプルを、市町や関係団体等と調整します。速やかに出荷できるよう御理解・御協力をお願いします。

なお、県公表は、原則火曜日です。出荷・販売が可能かわからない場合、各市町又は農業振興普及部地域農業推進課(電話:29-5306)までお問い合わせください。

## 【検査の流れ】





